

ECのチリ産リングの輸入制限

(L/5047、1980年11月10日採択)

【事実の概要】

ヨーロッパ経済共同体（EEC）は、リング市場において、共通の品質基準、域内価格支持及び介入システム、並びに輸入課徴金制度を含む共通の制度を有していた。第三国からのリングの価格は、指標価格と呼ばれる最低価格と毎日比較され、それを下回る場合には通常の関税に加えてその差額が課税される。市場攪乱もしくはそのおそれが生じた場合、あるいは域内の大規模な介入や回収が行われる場合には、委員会は輸入の全部もしくは一部を停止し、あるいは追加的課徴金を課す権限が認められている。

1979年初頭、EC委員会は南半球の供給国と各国のリングの輸出自主規制のための協議を行った。同様の協議は1976年にも行われた。他の輸出国との間では新たな協定に合意したが、チリとの協議は1979年3月に決裂した。EC委員会は、4万2千トンを提示したが、既に輸出業者が6万5百トンの契約を締結していたチリにとっては不十分なものであった。

1979年4月5日、EC委員会は、委員会規則687/79によって1979年4月25日から8月15日の間チリ産リングの域内の自由流通を停止した。次いで4月23日に委員会規則797/79で4月12日以前にECに向けて船積みされたリングについては5月5日以降自由流通が停止されるものと前記の規則が改定され、さらに6月12日の委員会規則1152/79で5月18日以前にECに到着したリングは6月17日以降自由流通が停止されると規定された。後に出された二つの規則は、1979年1月1日から8月15日の間にチリ産リングの輸入量が約4万2千トンになるよう制定された。チリ産リングに対する輸入制限は、1979年8月15日に終了した。

EC委員会は、1979年5月4日に上記委員会規則687/79に基づくリングの輸入制限と利害関係国との協議に入る準備のあることを各締約国に通告した。チリ政府は、EECに協議を求め、第23条1項に基づく協議を行っていることを7月7日に通告し、7月25日、合意に達しなかったため、理事会に対して第23条2項に基づいてパネルを設置するよう要請した。11月6日、理事会は、パネルの付託事項を承認し、1980年1月29日、理事会議長がパネルの構成を通知し、パネルが設置された。

【報告要旨】

(1) 本件は、第1条の最恵国待遇原則よりも第13条の数量制限の無差別適用の問題として扱うのが適当である。また、E Cの措置は、E Cのチリ産リングに対する関税譲許の価値に影響を与えるが、第2条1項(a)及び(b)に言う関税譲許を越える租税もしくは課徴金ではなく、したがって第11条の文脈で検討するのが適切である。

(2) E E Cの措置は第11条1項における禁止もしくは制限に当たる。チリ産リングとE E C産リングは同種の産品である。問題は、当該措置が第11条2項(c)(i) もしくは(ii)に基づく例外として承認し得るか否かである。

2項(c)(i)については、制限の結果認められる輸入総量もしくは総価格が公表されず、また輸入産品の国内産品に対する割合が制限がない場合よりも小さくなっているため、要件を充たしていない。2項(c)(ii)については、E E Cのリングの過剰は一時的なものではないが、79年の月間在庫量は通常よりも非常に高くなっているため、継続的過剰の下での一時的過剰と考えられる。したがって、E E Cの措置が2項(c)(ii)の要件に合致していないと判断することはできない。

(3) チリ産リングの輸入制限は他の南半球の供給国との間の自主規制協定とは、それらの措置の透明性、その実施方法（輸入制限と輸出規制）、並びにその任意性（輸入規制は一方的かつ強制的、輸出規制は任意的かつ交渉による）において異なる。しかし、第13条5項に照らして、第13条2項の検討のために両者を「数量割当」として考える。

チリ産リングの制限についてはE C官報で公表されたが、自主規制協定による輸入許可量は公表されておらず、輸入許可総量の公表を規定している第13条2項(a)及び3項(b)を充たしていない。また、チリのリングの輸出能力は急激に増加しており、過去の代表的期間の平均的な割合を基礎としたチリに対する割当量は、2項(d)に規定する特別の要因を考慮しているとは言えない。規則が公表された時に輸送途上にあったリングの輸入を排除していないので、3項(b)で禁止する遡及的效果を有するものではない。

(4) E E Cは、輸入制限を回避するために二国間協議等一定の措置をとっており、保護措置の回避に真剣な努力を行っていないとは判断できない。したがって、第4部における義務違反があったとは結論できない。

(5) E E Cの措置は、第13条1項、2項(a)(d)、3項(b)に反しており、G A T Tの慣行に従えば、第23条の意味で明白にチリの利益を無効化もしくは侵害している。

【解説】

(1) 本件は、E E Cがチリ産リングに対してとった輸入制限措置を巡って、主に輸入数量制限が認められる場合の要件（第11条2項）およびその無差別適用（第13条）について争いとなった事例である。本件申立において、チリは、第1条の最恵国待遇原則違反、第2条の関税譲許の侵害および第4部の途上国に対する義務違反をも主張したが、パネルはそれらの主張を退けている。

(2) E E Cは、ローマ条約の規定に基づき、価格支持政策と構造調整政策を中心とする共通農業政策をとっている。輸入農産物に対しては可変輸入課徴金を課して域内農業を保護しているが、市場の困難が著しい場合には輸入制限措置も発動される。果物と野菜については、1972年5月18日に公布された理事会規則1035/72(Official Journal of the European Community, No. L 118, 20. 5. 1972, p.1)によって、そうしたシステムが実施されている。本件で出された委員会規則687/79は、この理事会規則1035/72の第29条2項に基づいて出されたものである（同規則前文2項、O. J., No. L 86, 6. 4. 1979, p.18）。ちなみに、理事会規則1035/72は、1972年2月に理事会規則325/79（O. J., No. L 45, 22.2. 1979, p.1）によってリングと洋ナシに対する介入の要件を緩和する改正が行われている。これは、当時リングの過剰在庫が深刻であったことを示すものと言えよう。

(3) G A T T第11条1項は、2項に規定する場合を除いて関税その他の課徴金以外の禁止もしくは制限を禁止している。農産物に対する数量制限は2項(c)に規定され、(i) 同種の国内産品の数量が制限されている場合、及び(ii)同種の国内産品の一時的過剰を除去する措置をとっている場合にそれらの実施に必要な制限は例外として認められる。さらに農産物に対する輸入制限を課す場合、将来の特定の期間の輸入総量もしくは総価格及びそれらの変更を公表しなければならない、(i) に基づく措置の場合は輸入総計の国内生産に対する割合を制限がない場合よりも小さくしてはならない。この割合は、過去の代表的期間の割合および特別の要因を考慮して決定される（同条2項後段）。

(i) について、本件パネル報告は、E E Cが加盟国の買入制度および生産団体の回収に対する補償によってリングの販売数量の制限を行っており、域内産品の収穫期ではなくとも輸入が産品の処分もしくは放出に影響をあたえるとして、実体的な要件を充たしていることを認めた。E E Cは1969年と76年にリング農園の縮小措置を実施することによって生

産も制限していたと主張した。しかし、パネルは、農園縮小措置が生産制限のための継続的な長期的計画の一部というよりも孤立した生産調整措置であり、生産量の減少につながっていない、と述べている。したがって、現にそうした措置が実施されている場合は不明であるが、過去に生産調整措置が実施されていても、継続的な長期的計画の一貫として明確な数量制限を実施する措置でなければ生産制限の要件を充たさない、と解釈したものと言えよう。

しかし、パネルは2項後段の違反を理由に2項(c)(i)の適用を否定した。第一に、EECは、チリに対する輸入許可数量を公表しているが、自主規制協定を締結した他の供給国の輸入数量を公表していないため、輸入を許可する総量もしくは総価格の公表を怠っている。興味深いことは、パネル報告を見る限り、チリはこの点について主張していない。第二に、割合の決定に際して、過去の代表的な期間の割合および特別要因を考慮する点についてである。GATTの慣行として過去の代表的期間は措置に先立つ3年とされているため、EECは1976-78年を基礎に数量を決定した。しかし、パネルは、76年は輸入制限が行われているため代表的期間に含まれず、その前年の75年がその代わりに考慮される、とした。その結果、制限による輸入の国内生産に対する割合が代表的期間における割合よりも減少することとなった。チリは、輸出能力の増大をも特別要因として考慮すべきことを主張したが、その点についてパネルは判断していない。

(ii)について、パネルは、EECにおけるリングの過剰は数年来継続しており、一時的過剰であるか否か疑問としながらも、79年の在庫が異常に高いことから継続的過剰の状態のその上で生じる一時的過剰と考えることができるとして適用を認めた。継続的過剰の場合は、輸出国のみに負担を負わせるのではなく国内産品の制限をも同時に行うことによって衡平を維持すべきであり (cf. J. H. Jackson, World Trade and Law of GATT, 1969, p. 321)、本来(i)で規定された例外措置として実施されるべきものであろう。しかし、過剰が急激に増大した場合、一時的に制限措置を許容することは必ずしも(ii)の規定の趣旨に反するものとは言えず、パネルの判断は妥当なものと言えよう。もちろん、異常な一時的過剰が除去され、通常の過剰状態に戻った場合には、(i)の規定によって許容されない限り、そうした制限が撤廃されなければならないだろう。

(4) 第13条は、例外として認められる数量制限を実施する場合の義務を定めている。そこでは、無差別適用の一般原則(1項)、その具体化としての情報の提供や公表を含む輸出

国間の衡平の確保（2項、3項）そして輸出国との協議（4項）を規定している。本パネル報告は、自主規制協定による輸入許可量が公表されていないため第13条2項(a)及び3項(b)に反し、チリの輸出能力の急増は特別な要因であって、それを考慮しないで輸出国間の割合を決定したため2項(d)に反している、と結論している。「特別の要因」とは、代表的期間に基づく考慮を修正してより衡平な配分を実現するために規定されたものであるが、必ずしも明確でないことが指摘されている(cf. J. H. Jackson, *op. cit.*, pp. 324-326)。付属書Iの注釈では、「特別の要因」は相対的な生産能力の変化を含むとされており、本件のように急激に輸出能力を増大させている場合には比較的容易に認めることが可能であろう。

本報告は、結果として本件の結論を左右するものではないが、重要な問題を含んでいる。それは、輸出自主規制協定と輸入数量制限を「同様に禁止もしくは制限」するものではないとしながらも、「数量割当」として検討している点である。パネルは、第13条5項に「できる限り輸出制限にも適用する」と規定されていることをもってそのように判断した。自主規制協定と輸入制限を同次元で検討する見解は、ノルウェーの香港に対する繊維輸入制限に関するパネル報告においてもとられている(BISD 27S/119, p. 125, paras. 14-16)。

E E Cは、しばしば一部の輸出国と自主規制協定を締結した後、自主規制に同意しない輸出国に対して自主規制協定を締結した輸出国との衡平確保を理由に輸入制限措置を発動している。例えば、アルゼンチンの繊維製品に対する監視措置の発動は、同国が多繊維取極(MF A)の締約国でないためMF A締約国との平等を確保することも目的の一つとされていた(委員会規則3605/82, O. J., No. L 376, 31. 12. 1982, pp. 36-37.)。本件パネルの報告は、こうしたE E Cの態度を承認する結果となる。

そもそも、自主規制と輸入制限措置が「同様に禁止もしくは制限」するものではない、と認定しながら第13条1項違反の判断を回避していることは理解しがたい。さらに、第13条2項(d)は、数量割当を課す場合、すべての利害関係国と割当について合意することができる、と規定している。そしてそれが実行不可能な場合は、過去の代表的期間と特別の要因を考慮して割当を決定しなければならないことも規定している。したがって、特別な理由付けなしに第13条5項を根拠に輸出自主規制と輸入数量制限を同一視してその間に本条の規定を適用することことは困難であろう。原則としては、1項が輸入制限と輸出制限の両者を規定しているのに対して、2項以下の規定が輸入制限についてのみ規定しているこ

とから5項が規定されたものと解するのが妥当であろう。

なによりも、パネルの判断を前提にするならば、一部の輸出国と自主規制協定を締結した場合には、他の輸出国との間にも自主規制協定を締結するか、あるいは輸入数量制限を課さなければ第13条違反ということになってしまう。第13条は、数量制限が市場原理を確実に歪め、本来的に差別的性格を含むものであるため、その弊害を可能な限り除去しようとする規定である (cf. J.H. Jackson, *ibid.*)。そのため総量の公表によって透明性を確保し、割当決定のための詳細な規定をもって衡平を確保しようとしていることを考えるならば、第13条1項の判断においては、パネルも認めたように透明性に欠け、当事国の力関係に委ねられやすい自主規制協定を輸入制限とは明確に区別する必要がある。自主規制を輸入数量制限と同一視できるのは、内容の公表等第13条の規定に沿ったものであることが必要であるように思われる。

【参考文献】

ローズマリー・フェネル (荏開津典生、柘植徳雄 訳) 『E Cの共通農業政策 第2版』

大明堂 1989年

小室程夫 「E C加盟国の輸入数量制限とG A T T規定」『国際商事法務』15巻7号,

1987年

小室程夫 「E Cの選択的セーフガード措置」『世界経済評論』1987年7月

J.H. Jackson, World Trade and Law of GATT, 1969, pp. 305-327.

(間 宮 勇)